

# 記上巻における神々の総数記事

——「参拾伍神」に及ぶ——

戸 谷 高 明

一

記紀の神話には多くの神々が列挙されている。両書の神名には部分的に異なる伝承をもつものもあるが、大枠において共通しているといつてよい。複数の一書を併記する日本書紀においては本文や一書間の一部に神名の異なりが認められるということもある。しかし、本稿の目的は、神名伝承にかかわる考察ではなく、神名列挙のあとに記述されている神々の総数記事について検討を試み、さらに「参拾伍神」の問題を考へてみることにあつた。三十五神については『古事記伝』をはじめ、諸先学によってさまざまな視点から論議し尽されている観があるが、主として古事記上巻における神々の総数記事（従来、左注・本文注といわれているものをこのように称する）のあり方を通して、神数算定の基準などについて考へてみることにしたい。

二

三十五神をどう数えるか。その数え方に編纂者らの算定方式があり、それに基づいた計算であるならば、「我々が目くじらをして論ずること自体が滑稽」であるといえようし、どのように数えても疑問が残るならば、「いくら詮議しても、これは大した問題にはなるまい。」とか、「納得の行く説は一つもないと言つてよい。」<sup>(3)</sup>という意見も出ることにならう。しかし、古事記に関心をもつ者の誰しもが直面し、一度は考へてみたい問題であるといつても過言ではあるまい。

島の数は十四で「菅拾肆（嶋）」とある総数記事の記述と相違しないが、神の実数四十と「参拾伍神」とは合致しない。この不一致が誤算や誤写に起因するものであるならば、原因を「詮議」<sup>(4)</sup>しないわけにはいかない。宣長以来の研究は、実数の四十神をどのように扱ったならば総数記事の三十五神と一致するかという、現古事記の記述を是認する立場からのものである。三十五神を

ぐる研究史はあとにまわすことにして、まず古事記上巻における総数記事を観ることからはじめることにしたい。

1 上件五柱神者、別天神。

2 上件自<sub>二</sub>国<sub>一</sub>之常立神<sub>一</sub>以下、伊耶那美神以前、并稱<sub>二</sub>神世七代<sub>一</sub>。

上<sub>二</sub>柱<sub>一</sub>神各云<sub>二</sub>二代<sub>一</sub>。次變  
十神各<sub>二</sub>神<sub>一</sub>云<sub>二</sub>二代<sub>一</sub>也。

3 凡伊耶那岐・伊耶那美<sub>二</sub>神<sub>一</sub>、共所<sub>レ</sub>生嶋壹拾肆又嶋神參拾伍神。是伊耶那美神、未<sub>レ</sub>神變、以前所<sub>レ</sub>生唯、意能書也。嶋者、非<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>生赤、蛭子与<sub>二</sub>淡嶋<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>レ<sub>二</sub>子<sub>一</sub>之例也。

4 上件自<sub>二</sub>石析神<sub>一</sub>以下、閻御津羽神以前、并八神者、因<sub>二</sub>御刀<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>之神者也。

5 右件自<sub>二</sub>船戸神<sub>一</sub>以下、邊津甲斐弁羅神以前、十二神者、因<sub>レ</sub>脱<sub>レ</sub>著<sub>レ</sub>身之物、所<sub>レ</sub>生神也。

6 右件八十禍津日神以下、速須佐之男命以前十柱神者、因<sub>レ</sub>蘇<sub>二</sub>御身<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>生者也。

7 右件自<sub>二</sub>八嶋士奴美神<sub>一</sub>以下、遠津山岬帶神以前、稱<sub>二</sub>十七世神<sub>一</sub>。

8 上件大年神之子、自<sub>二</sub>大国御魂神<sub>一</sub>以下、大土神以前、并十六神。

9 上件羽山之子以下、若室葛根以前、并八神。

以上九例のうち、八例が「上(右)件」という冒頭句ではじめるが、問題の3のみが異例である。「件」は前述の事柄(ここでは神)を指す。上代の諸文献をみるに、「上件」は欽明紀十四年四月の条に、「今上件の色の人、正に相代らむ年月に當れり」とあるのみで、風土記においても用例はない。「右件」の方は出雲国風土記の総記に「右件郷字者」とあるほか播磨国風土記に「如<sub>二</sub>

右件<sub>二</sub>(美囊郡)という表現をみる。なお、風土記には「前件」(常陸国香島郡、出雲国意宇・大原、神門の各郡)がある。「上(右)件」という表現は古事記固有のものではないが記述者の好んで用いた表現とみてよいであろう。

3の「凡」は古事記上巻ではこの一例のみであるが、中・下巻においては、

・凡日子坐王之子并十一王(開化記)

・凡此天皇之御子等十六王男王十三  
女王三(垂仁記)

・凡此大帶日子天皇之御子等所<sub>レ</sub>録廿一王……(景行記)

・凡是倭建命之御子等并六柱(同前)

・凡此大雀天皇之御子等九柱男王五  
女王四(仁徳記)

・凡天皇之御子等九柱男王五  
女王四(同前)

・凡此天皇之御子等并廿五王(欽明記)

のように、天皇らの御子の系譜において、その総数を記述する箇所が多く用いている。言うまでもなく「凡」は全部・合わせてなどの意。合計数を示す表現としてはこの「凡」の方が一般的であったと考えられる。日本書紀の神数記事は、

(イ)凡三神矣(第一段本文)

(ロ)凡八神矣(第三段本文)

(ハ)凡有九神矣(第五段一書第六)

(ニ)凡三神矣(同前)

(ホ)凡二神矣(第五段一書第十二)

(ヘ)凡三女矣(第六段本文)

(ト)凡五男矣(同前)

(イ) 凡三女神矣 (第六段一書第一)

(ロ) 凡五男神矣 (同前)

(ハ) 凡三女神 (第六段一書第二)

(ニ) 凡五男神 (同前)

(ヘ) 凡六男矣 (第七段一書第三)

(ホ) 凡此三神 (第八段一書第五)

(コ) 凡有一百八十一神 (第八段一書第六)

(ク) 凡有一千五百座 (同前)

(ケ) 凡三子矣 (第九段本文)

(カ) 凡五部神 (第九段一書第一)

(キ) 凡此三子 (第九段一書第三)

(ク) 凡生四男 (第十一段本文)

のように、「凡……(矣)」という記述形式を採用している。(イ)は冒頭三神(國常立尊・國狹槌尊・豊斟淨尊)をさす。これは古事記冒頭の「此三柱神」(神格は異なる)にあたる。(ロ)は渥土煮尊から伊弉冉尊にいたる八神をさす。この第三段本文は古事記の総数記事2に対応する。(ハ)は伊弉諾尊の楔から生まれた神で、(ニ)は八十柱津日神から表筒男命までの九神、(ヘ)は天照大神・月読尊・素戔嗚尊の三神、(ホ)は速玉之男・泉津事解之男の二神をそれぞれ合計数として記述したものの。このうち、(イ)(ニ)は古事記の総数記事6に対応するものであるが、(ロ)には大禍津日神・伊豆能売は入っていない。なお、日本書紀の編纂者には(イ)(ニ)を合わせて楔から生まれた神として総括する意図はなかったものと思われる。(ハ)はウケヒ神話にみられるもので、古事記では分注に「三柱」、本文

に「并五柱」(諸本)とある。(ロ)(ニ)は古事記にない伝承。(カ)は古事記の「僕子等百八十神者」にあたる。古事記では(イ)(ロ)は分注に「三柱」、(ハ)は分注に「四柱」、(イ)は「并五伴緒矣」とある。記紀両書の比較によって、日本書紀は神数を記述するにあたり「凡……(矣)」という形式によっていたこと、「凡」のいくつかを合わせてその総数を示す意図のなかったことが知られる。また、風土記の用例をみると、常陸国の「凡在<sub>レ</sub>海雑魚、不可<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>載」(行方郡)・「凡山海珍味、不可<sub>レ</sub>悉記」(久慈郡)、出雲国の「凡諸山(野)所<sub>レ</sub>在草木」(意宇郡・嶋根郡ほか)・「凡南(北)海(入海)所<sub>レ</sub>在雑物」(嶋根郡ほか)など、山野や日本海や入海の産物を総括列記する箇所によく用いられている。

古事記上巻の総数記事のうち、3は「凡」ではじまる唯一の例であるが、中・下巻の御子の総数を示す「凡」、日本書紀の神数を示す「凡」、さらには風土記の山海の産物を総括した「凡」などの用法からみるならば、決して異例とはいえないであろう。しかし、3の総数記事が「上(左)件」ならぬ「凡」であることは注目されよう。

### 三

古事記上巻の総数記事は、さきに列挙したように九例を数える。その中には神々の総数ではなく、2・7のように神の世代数を記述するもの、4・5・6のように総数に加えて神々の「生まれませる」物実を記述するものなどがあって一様ではない。8・9は総数だけの記事でこれが基本形であろう。その変形が他の総数記

事であるといつてもよい。2・3の総数についての注記も記述者による配慮で、変形の最たるものが問題の3であろう。

1・2は古事記冒頭部をどのように組み立てるか、記述者の構想に深くかわかるものと思われる。日本書紀本文はさきにもてきたように第一段において「凡三神矣」、第三段において第二段の神々を加えて「凡八神矣」といひ、国常立尊より諸冉二尊までを「神世七代」というとある。第二段の男女一対神を一代と数え、これに冒頭三神を加えて「神世七代」とするこの構想はすでに指摘されているように古事記とは異なる。記紀ともに「神世七代」の神は国常立神(尊)から数える。しかし、日本書紀ではこの神が始頭神であるから冒頭部の神々を総括した七代であるのに対して、古事記においては冒頭部の初めに位置する別天神五柱を加えない七代である。古事記冒頭神話の構想は、造化三神をふくむ別天神五柱を七代の前に置くことにあつたといえる。日本書紀は第一段の三神と第二段の男女神四組を合わせて七代、古事記は独神二神と対偶神五組で七代を形成するが解り易いのは前者であろう。そこで古事記は、独神と対偶神とが混在しているためにその数え方を丁寧に注記したものとみられる。ここで示されている数え方は、独神はそれぞれが一代、対偶神はそれぞれ二神で一代というもので、これは神数を数える時の基準として留意すべきことである。この「神世七代」につづく神話が岐美二神による島生み・神生みであり、これの総数記事が問題の3ということになる。

さきに引用した3の総数記事のうち、傍線部「嶋壹拾肆又嶋神參拾伍神」は真福寺本系統の諸本によるものであるが、卜部系諸

本は又字を欠き「嶋壹拾肆嶋神參拾伍神」になっている。真福寺系諸本の訓みは知り得ないが、例えばこれによる日本思想大系本は「嶋壹拾肆。又、嶋・神參拾伍神。」と訓み、三十五神の中に島の十八神を数える。卜部系諸本は「嶋壹拾肆、嶋、神參拾伍神」と訓むが、「嶋神」の意味は明らかでない。渡会延佳の『鬘頭古事記』は「島、壹拾肆島。神、參拾伍神」と訓み、一見、島の神は神数から除かれているようにみえるがそうではない。「又」字の有無に関係なく、三十五神に島の神を入れるか否かである。

さて、島と神(島の神を除く)を分けて数えると、島は淡道之穗之狭別島から大倭豊秋津島にいたる「大八嶋国」と吉備児島から天両屋島にいたる「六嶋」の十四島で計算は合うが、神の数は分注記載の合計数三十八神と一致しない。神数の分注記事は次のごとくである。なお、( )内に神名を記す。

A 自大事忍男神一至秋津比売神并十神。(①大事忍男神 ②石土毗古神 ③石果比売神 ④大戸日別神 ⑤天之吹男神 ⑥大屋毘古神 ⑦風木津別之忍男神 ⑧大綿津見神 ⑨速秋津日子神 ⑩速秋津日売神)

B 自沫那芸神一至三国之久比耆母智神并八神。(①沫那芸神 ②沫那美神 ③類那芸神 ④類那美神 ⑤天之水分神 ⑥国之水分神 ⑦天之久比耆母智神 ⑧国之久比耆母智神)

C 自志那都比古神一至野稚神并四神。(①志那都比古神 ②久久能智神 ③大山津見神 ④鹿屋能比売神 ⑤野稚神)

D 自三天之狭土神一至大戸或女神并八神也。(①天之狭土神 ②国之狭土神 ③天之狭霧神 ④国之狭霧神 ⑤天之闇戸神 ⑥国之闇

戸神 ⑦大戸或子神 ⑧大戸或女神

E自<sup>(注)</sup>天鳥船三至豊宇氣比売神并八神也。(①天鳥船 鳥之石楠

船神 ②大宜都比売神 ③火之夜芸速男神 ④金山毘古神 ⑤金山毘

売神 ⑥波瀾夜須毘古神 ⑦波瀾夜須毘売神 ⑧弥都波能売神 ⑨和

久産巢日神 ⑩豊宇氣毘売神)

(注) Eの神の実数は十神。ヒコ・ヒメを一神と数えたことによるか。

以上の分注AとEの神数を合算すると三十八神(実数は四十神)

で総数記事の「参拾伍神」とは三神(実数では五神)のずれが認められる。この齟齬をどのように解するかが見解の分かれるところである。

#### 四

従来の諸説を略述することから始める。まず、その第一は三十五神の中に鳥神を数える説である。さきにも述べた延佳本(貞享4)は、「八嶋八神、六嶋六神」にAの十神、Cの四神、Eのうち天鳥船から和久産巢日神までの七神(対偶神は一神とする)をそれぞれ加えて三十五神とした。この説の特徴は鳥神を三十五神に数えるほか、Bの八神とDの八神を岐美二神の「孫神」として総数から除いていること、Eのうちタグリと尿から生まれた二組の対偶神(④と⑥、⑧と⑩)をそれぞれ一神に数えていること、Eの⑪を除いていることなどである。しかし、伊予二名島(四神)と筑紫島(四神)をそれぞれ一神としていること、Eのヒコ・ヒメ対偶神をそれぞれ一神に数えながらAの対偶神を二神に数えていることなどが疑問として残る。また、B・Dの諸神を「孫神」とす

るのは男女二神の「特別而生神」の解釈にかかわることであるが、鳥神を三十五神に入れる場合は必然的にこの立場をとることになる。岐美二神の子ならぬ「孫神」であるならば、この重要な事柄を総数記事で注記しないとは思われない。現に蛭子と淡島は「子之例」に入れないと注記している。

同じく鳥神を三十五神に入れる松岡静雄『記紀論究・神代篇一』(昭六)は、B・Dの十六神(孫神とする)とEの⑩を除く点で延佳と同じであるが、Eの「多具理爾生神」④⑤、「於尿成神」⑥⑦、「於尿成神」⑧⑨を岐美二神によって生まれた神でないとして除いていることが特徴的である。一方、鳥神を「国土の神格化せられたもの十八柱」とするだけで具体性を欠き、Eの取扱いにおいて「生神」「成神」という表記面の問題が等閑視されている。

鳥神を三十五神に入れる説は少数派であるが、この中にあって毛利正守氏の論は注目される。氏の説は日本思想大系本に受け継がれている。三十五神を鳥神十八神と神十七神の合計数とするのが結論であるが、その基本的考えは、「鳥生みと神生みとを一続きのものとして認識して記されたもの」で、それは「明らかに「岐・美二神が共に生みませる」という共通点」による。「既生ノ国竟、更生ノ神」という表現にみられるように、鳥(國)生みと神生みを連続させていることは明らかである。氏もいわれるように、鳥生みのあとに総数記事を入れず、神生みのあとにまとめて記述したのも、これが岐美二神による「共に生める」鳥であり、神であることによるであろう。「凡」という異例の書き出しもこのことと

関係している。氏の島神十八神には、「亦名」をもたないという理由で淡道之穗之狭別島と佐渡島は加えられていないが、淡道島は「穗之狭別」という神名を内包しているものとすべきである。Eの④から⑨にいたる六神を岐美二神が「共に生みませる神ではない」として三十五神から除くことはさきの松岡説と同じであるが、氏は「生神」と「成神」は書き分けられており、前者は男女対偶神から生まれた神をいい、後者はそれによらない神をいうと説き、「多具理爾生神」（諸本）とある「生」を「成」の誤写とする西宮一民氏の説により、④⑤を二神の生みませる神でないとする。誤写もあり得ることであるが、意識的に書き分けたとみる方が穩当ではなからうか。したがって、「成神」⑥⑨⑩（当然⑩も）を三十五神から除くことには異論はない。

三十五神に関するその第二は、島神を加えない説で『古事記伝』を嚆矢とする。宣長はAの①大事忍男神からEの⑩豊宇氣毘売神までの合計四十神のうち、Aの②③と⑨⑩、Dの⑦⑧、Eの④⑤と⑥⑦など五組の対偶神をそれぞれ「一柱として数れば、三十五柱なりけり」と述べている。だが、同じ対偶神でありながらBの①②・③④の芸美二組は除かれている。これは矛盾した教え方といえよう。

中島悦次『古事記評釈』（昭五）は、宣長が対偶神としたAの②③とEの⑥⑦にかえて、Bの芸美二組を数えるがその理由は明らかでない。次田潤『古事記新講』（大十三）の数え方は宣長と同じである。

日本古典文学大系『古事記祝詞』（昭三三）と日本古典集成『古

事記』（昭五四）は同じ数え方で、Aの⑨⑩、Dの⑦⑧、Eの④⑤・⑥⑦のヒコ・ヒメを一神とするが、宣長が三十五神に入れたEの⑩豊宇氣毘売を岐美二神の子でないという理由で除き、これにかえてAの②③を二神に数えることによって三十五神とする。しかし、Aの石土毗古神・石巢比売神を対偶神としない理由が説明されていない。また、Eの「成神」を岐美二神の生める神とする根拠が明確とはいえない。

吉井巖氏は『天皇の系譜と神話』（昭四二）所収の「古事記における神話の統合とその理念―別天神系譜より神生み神話への検討―」において、「記の結果統合の作業を支へてゐた理念を」「中国の天の理念に求め」、この理念が「記紀成立の時代に、天皇の權威や神話の尊嚴を莊嚴するものとして、好んで採用」していたことを詳しく論述し、この観点から記述総数の三十五神が誤りでないことを論証しようとする。すなわち、「天をもって莊嚴されてゐる神名が、四十の列挙記述の最後の段階において、造作せられたと考へる立場」から、

- (1) 天之吹男神
- (2) 天之水分神
- (3) 天之久比耆母智神
- (4) 天之狭土神
- (5) 天之閼戸神
- (6) 国之久比耆母智神
- (7) 国之狭土神
- (8) 国之閼戸神

のように、「天」を冠する神名五神は最終段階で造作されたものとし、「記述総数三十五神は、神名が△天▽に裝飾され変化しな

以前の合計数であり、実総数は八天√に裝飾され終って現存本文の様態となった時点でのもの<sup>(13)</sup>とする。しかし、すでに指摘されているように、右記の(4)と(5)の間に存在する、

「天之狹霧神  
國之狹霧神

に言及していない。この対偶神のうち「天」を冠する片方を除いて数えたと三十四神になってしまふ辻褃が合わない。また記述総数の三十五神が氏のいわれるように「八天√に裝飾され変化しない前の合計数」であるならば、総数記事を記述する段階で注記があつて然るべきであろう。あるいは、現注記そのものが裝飾以前のものであるならば、岐美二神が共に生める神を数えたとする総数記事の方針に反して、「成神」のうち、明らかに二神の子でないEの⑩豊字氣毘売神を三十五神に入れた理由が求められることになる。

「生神」と「成神」を区別する立場から、この問題の解明に迫つた説として、安津素彦氏「古事記国生みの段の三十五神について」<sup>(15)</sup>があり、この所説を「最も説得力のある優れた見解」とする野口武司氏「古事記」神生みの段の左注『神參拾伍神』<sup>(16)</sup>がある。安津氏は「国うみ神うみの段に注目して成神と生神との用字をみると、四十神のあれませる条件には二つある。一は成神としてであり、二は生神としてである。」として、四十神の中で生神に属する神々は三十五神であるが、あとの五神は屎から成れる神であつたとする。<sup>(16)</sup> タグリからの二神については、「嘔吐せられながら生みませる」神で生神に属するとした。氏のいわれるように「多

具理爾」。「於屎」「於尿」の構文上や用字上の相違が意味の違いを表わしているかは疑問が残るが、諸本が「生神」(校)「成」に改める)とあるのによれば、誤写説には慎重でありたい。野口氏は古事記における「生神」「成神」の両用字例を調査した結果として、「生神」という語辞は生殖神の出生を、「成神」という語辞は化生神の出生を各々表記する専用語であることが知られる」とし、「其所生……神參拾伍神」は大事忍男神から金山毘売にいたる三十五神に外ならぬとする。氏はまた、孫を子と表記した事例が認められるので「孫神」(B・Dの十六神を氏はこのように解する)も共に生める神と解して差し障りがないと論じ、安津説の妥当性を確認されている。「孫神」説については異論がないわけではない。

## 五

三十五神をどのように数えるか。結論的には安津・野口両氏の説と一致するが、その根拠は必ずしも同じではない。すでに述べてきたことを含めて、私見をまとめて述べることにしたい。

前段で述べてきたように、古事記上巻の総数記事は九例で、そのうち八例は「上(右)件」を冒頭句とする記述形式であった。これに類似の記述は他の文献にも若干認められるが、この形式は記述者の創意によるものといつてよいであろう。「凡」なる語によつて記述する唯一の総数記事<sup>3</sup>も、類似の記述は日本書紀や古事記の中・下巻、さらには出雲国風土記にみられたが、ここにも古事記述作者の創意工夫があつたように思われる。ここで「凡」

なる語を用いたのは、神々の小計を示す分注(A・E)の合計数を記載しようとする総括意識によるもので、「上(右)件」という記述形式とはその点で異なるといえよう。

3の総数記事は、すでにみてきたように写本の系統によって一部原文を異にする。すなわち、

(a) 嶋壹拾肆又嶋神參拾伍神(真系)

(b) 嶋壹拾肆嶋神參拾伍神(卜系)

のいずれを可とするか。または、桜楓社本のように、「又嶋」を入れかえて、

(c) 嶋壹拾肆嶋又神參拾伍神

とするか。(c)の場合は「嶋——嶋。又、神——神。」となり、嶋と神が区分されるが、(a)では「嶋・神」か、「嶋、神」か、(b)においても「嶋、神」か、「嶋。神」か、さまざまな訓みが可能であるが、三十五神が「嶋・神」(島と神)を合わせた数なのか、「嶋、神」の数なのか、「嶋。神」で島とは別の神のみの数なのかという問題に関わることになる。このうち「嶋、神」は数が合わない。「嶋神」を「嶋・神」とする立場が三十五神に島の神を加える説に、「嶋。神」とする立場が「島生み」のあとの「神生み」の神のみを三十五神とする説にそれぞれ対応する。しかし、前者の「嶋・神」の場合、「嶋」を「嶋神」の意に解するのであるが、「大八嶋国」「六嶋」のように「国」「嶋」という表現はあっても「嶋神」という表現がないことからみて、「嶋」を「嶋神」と解し、これを三十五神に加えることは無理であろう。三十五神を「神生み」の神とする「嶋。神」とする場合にしても、四十神という実数と

どのように合致させるか、従来の研究が示しているように問題の解決は容易ではない。主な問題点は、対偶神を一神として数えるか、「持別而生神」を孫神とするか、「成神」をどう扱うか、などであろう。

対偶神をどのように数えるか。総数記事2は「神世七代」の数え方について「次雙十神各合三神云二代也」と注するが、ここでいっているのは「二神」を「一代」として数えることであって、対偶神を合わせて「一神」として数えることを意味するものではない。3の総数記事に対偶神を「一神」に数えよという注記がないことからみても対偶神を「一神」として数えることの根拠は少ないといえるであろう。対偶神はそのまま「二神」として数えるべきではないかということである。

「持別而生神」は、河海・山野それぞれの男女が岐美二神に代り「持別而」生める神の意ではないか。日本書紀の国生み神話に島を「胞」(胎體)として島を生んだとする諸伝(第四段本文、一書第六・八・九)をみるが、男女二神の「持別而」とは正に「胞」の役割を意味するものではなからうか。二組の男女神を岐美二神の代役とするならば、B・Dの十六神を岐美二神の生んだ男女神が生んだ子で「孫神」になるからという理由で三十五から除くのは適当ではない。すでに指摘されているように、「孫」を「子」と表記した事例がないわけではないが、ここでは二組の男女神による子生みの代行と解すべきであろう。この「持別而」という表現は古事記独自のもので、これによって生まれた十六神もそのうちの二神(国之狭土神。紀の国狭穂尊)を除いてすべて古事記だけの



神である。

「成神」の扱いは安津氏の説が妥当であろう。総数記事の「共所生」、分注の「未神遊以前所生」とあるように、二神から「生れませる神」が三十五神の大前提であることはいうまでもない。

総数記事4・5・6の「所生神」は、本文では「御刀」や「著身之物」から、あるいは「滌御身」ことによつて「所成神」であるとす。これによれば神話を叙述する本文では「成」、総

数記事の叙述では「生」というように表現を異にするが、これは記述者が「成りましし神」を「生れませる神」とする理解があつたことを意味する。しかし、問題の3は、総数記事が「所生」であることは同じであるが、神話の叙述は繰り返して来たように、A①の大事忍男神からE⑤の金山毘売神にいたる三十五神は「生みたまえる神」(E④⑤の原文「生神」を「成神」の誤字とする説のあることはすでに述べた)、E⑥の波邇夜須毘古神から⑩の豊字氣毘売神にいたる四神は「成りませる神」で、「生」と「成」が混在する。同一神話内での両者の混在は意識的な書き分けによる結果であると考えられる。

イザナミが火神を生み、その後で水や土の神を生むという話は日本書紀にもみられる。第五段一書第二は火神を生んだ後、「臥しながら土神埴山姫及び水神罔象女を生む。」といい、一書第三も、「其の神退りまさむとする時に、則ち水神罔象女、及び土神埴山姫を生み、又、天吉葛を生みたまふ。」とあり、土と水の神を生んだとする。後者の天吉葛は独自の伝承で他には現われない。古事記に類似する一書第四には、「因りて吐す。此神と化爲る。

名を金山彦と曰す。次に小便まる。神と化爲る。名を罔象女と曰す。次に大便まる。神と化爲る。名を埴山媛と曰す。」とあり、吐から金山彦、小便から罔象女、大便から埴山媛が「化爲」つたと語る。金山彦はこの一書だけである。このように日本書紀の伝承はいずれも独神であるが、古事記は、

金山毗古神

金山毗売神

波邇夜須毘古神  
波邇夜須毗売神

弥都波能売神  
和久産巢日神——豊字氣毗売神

のように、対偶構成になつてゐる。日本書紀一書第二が火の神駒遇突智と埴山姫との間に生まれたとする稚産霊を、尿から化成した和久産巢日神として弥都波能売神に配してゐるように古事記は意図的に神々を配列したものと推考される。また、三つの一書が埴山姫(媛)とする土神を、古事記が波邇夜須毗古神と称してゐるのは「土神を埴安神と号す。」(一書第七。但し、火神を生む前にこの神を生んでいる)とある伝承などによつたのであろう。古事記は「埴安神」をハニヤスピコ・ハニヤスピメという対偶神に仕立て、これを大便から化成した神にしたのである。タグリから生まれたとするカナヤマビコ・カナヤマビメも、「金山彦」(一書第四)に女性神を配することによつてできた対偶神であらう。このように、古事記は多分に流動的なこれらの資料を勘案して火神出生後の神話を構成したものと考えられる。

古事記がタグリからの対偶神を「生れませる神」として、以下の「成りましし神」と区別した背景にも、火神出生後の神々を

「生む」(一書第二・第三)とするもの、「化爲る」とするものなど流動的な状況が資料にあつたからであらう。なお、タグリについてつけ加えるならば、スサノヲの乱行を詔り直したアマテラスの「尿なすは、酔ひて吐き散らすとこそ、わがなぜの命、かくしつらめ。」という記述にみられるように、吐いた物と尿ではその行為や「汚れ」の上で区別されていたように思われる。総数記事筆録者の判断の基準もこの辺にあつたのではなからうか。

大事忍男神から豊宇氣毘売神にいたる小計の合計数三十八神(実数四十神)のうち、排泄物(大小便)から「成りましし神」四神と豊宇氣毘売神(孫神)の合わせて五神を実数の四十神から除くと、総数記事の「参拾伍神」と合致することになる。

注(1) 西宮一民氏「古事記における数の齟齬について」(『皇学館大学紀要』第十輯)九頁。

- (2) 西郷信綱氏「古事記注釈 第一巻」一五五頁。
- (3) 倉野憲司氏「古事記全註釈 第二巻・上巻篇上」一九八頁。
- (4) (1)前掲論文。
- (5) 「古事記上巻三十五神について」(『皇学館大学紀要』第十一輯)。
- (6) 真系の原文にもついで、「共に所生みませる嶋豊拾肆。又、嶋神、参拾伍はしら神」と訓み、三十五神を島と神との総計とする毛利氏の説に従っている。
- (7) (5)前掲論文・四六頁。
- (8) (5)前掲論文・五二頁。
- (9) 「日本上代の文章と表記」(昭四五)・九九頁。
- (10) 巻五、神代三之巻。
- (11) 初出は、「古事記における神話の統合とその理念」(『国語国文』

第三四巻第五号・昭四十)

- (12) (11)前掲論文所収「天皇の系譜と神話」二五六頁。
- (13) (12)前掲書・三二二～三三三頁。
- (14) 野口武司氏「古事記及び日本書紀の研究」(昭五三)・四一八頁。
- (15) 「古事記国生みの段の三十五神について」(『神道宗教』第十六号・昭三三)のち「国生みの段三十五神考」と改題して「神道思想論叢」所収。
- (16) (14)前掲書所収。初出「古事記」神生み段の左注「神参拾伍神」について「(『芸林』第二十五巻第三〇五号。昭四九)。本論文は、従来の諸説を逐一批判し、「三十五神の内訳を具体的に解明」しようとしたもの。毛利正守氏は本論文の批判を受けて、「古事記上巻、島・神生み段の「参拾伍神」について」(『国語国文』第四五巻第一〇号・昭五一)において反論され、「注記」は「岐美二神が共に生みたまう子は、(島)としては) 十四(神)としては) 三十五と考えられる」とし、「島の神格化された八柱」を三十五神に加えることの正当性を強調されている。
- (17) 毛利氏(16)前掲論文は、音仮名「邇」で記されている事例がいずれも「音仮名の語+邇(爾)」であることを指摘され、「於多具理」でない理由を述べられている。
- (18) (14)前掲書。天孫降臨の条で、天照大御神・高木神が「孫」にあたる番能邇邇命を「吾御子」と称している事例をあげられている(四二八頁)。これに対して、毛利氏は(16)前掲論文において、「子」という語の事例を検証し、この語の意味には広がりがあったとし、「ある箇所にたまたま孫をさす」「子」があるからと言って、「二神其所生」という内容と孫とを直接結びつけて同等に扱ふことは慎まねばならない。(『三三頁)と述べ、「孫神」とみるべきであることを主張される。